

## 学習課題 【特許権のこと】

### 授業目標

知識・技能	知的財産権の基礎知識を身につける。
思考力・判断力・表現力等	特許に関する特徴やメリットを知り，その発明が出願に値するかどうか判断できる。
学びに向う力等 (現代的な課題)	特許に関する特徴や出願方法を知り，自らもできるよう理解する。

### 活動① 1条理解

特許法 昭和三十四年

(目的) 第一条

この法律は，発明の保護及び利用を図ることにより，発明を奨励し，もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

### 活動② 特許権を取るメリット

参照：特許庁：初めてだったらここを読む～特許出願のいろは～，

<https://www.jpo.go.jp/system/basic/patent/index.html#01>, 閲覧日 2020.3.30

#### 特許権のメリット

- ・ 技術的思想の創作である「発明」が保護の対象。
- ・ 権利の対象となる発明の実施（生産，使用，販売など）を独占でき，権利侵害者に対して差し止めや損害賠償を請求できる。
- ・ 権利期間（出願から 20 年）

特許を出願するには

※先行特許調査が大切。

既に同じような特許が公開されている場合には，登録を受けることができなかつたり，特許権が設定されているものを無断で使うと特許権の侵害となつたりする可能性がある。

※特許情報プラットフォームである J-PlatPat で先行技術調査

- ・ 書類で出願する方法と，インターネットを用いて出願する方法がある。

- ・ 出願後，特許審査官審査

出願料： 14,000 円＋ 出願審査請求（出願から 3 年以内）138,000 円＋請求項数×4,000 円

※書面で提出した場合の電子化手数料：1,200 円＋(700 円×書面のページ数)

参照：特許庁 HP, <https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html#04>

### 活動③ 特許を出願する際の注意点

1) できるだけ早く出願する… 先願主義(同じ発明であっても先に出願した発明のみが特許になる)

2) 出願が済むまでは発表しないように。

特許出願以前に発明を公表するのはできるだけ避けることが最善。

※出品には，出願を済ませてから行う

3) 特許権の権利範囲は明細書等の記載により判断される。

権利範囲を決めるのは，出願時に特許庁へ提出した明細書等が基礎となる。

特許請求の範囲の項に記載された技術内容に基づいて技術範囲が決定する。

4) アイデアや思いつきだけでは権利にならない。

明細書に発明を記載するときには、発明の目的、構成、効果をできるだけ具体的に記載する。

それをみれば誰もがその発明を実施できる程度まで具体的な構造、作動などを示す必要がある。

5) むやみやたらに出願しない。

出願や審査にかかる費用は、高額である。

#### 活動④まとめ

特許を受ける対象：

→ 自然法則を利用した、新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護

特許を受ける要件：

- (1) 産業上利用することができる発明
- (2) 新規性のある発明
- (3) 進歩性のある発明
- (4) 先願の発明
- (5) 公序良俗を害するおそれのない発明

#### 評価規準

能力	項目	A	B	C
知識・技能	知的財産権の基礎知識を身につける。	特許権の目的、取得の条件を理解する	特許権の目的や取得の条件を知る。	Bの基準に達していない。
思考力・判断力・表現力等	特許に関する特徴やメリットを知り、その発明が出願に値するかどうか判断できる。	特許の特徴やメリットを知り、その発明が出願に値するかどうか判断できる。	特許の特徴やメリットを知る。	Bの基準に達していない。
学びに向かう力等 (現代的な課題)	特許に関する特徴や出願方法を知り、自らもできるよう理解する。	特許に関する特徴や出願方法を知り、自らもできるよう理解する。	特許に関する特徴や出願方法を知る。	Bの基準に達していない。